

令和2年度

宇佐市農業委員会
第10回(1月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第10回定例総会会議録

令和3年2月5日（金）午前10時より宇佐市役所23会議室において会長が第10回（1月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 熊瀬 紀彦 会長

1番	岡崎憲一郎	委員	2番	志手 功	委員	3番	西 時行	委員
4番	菅原 維範	委員	5番	宮川 竹則	委員	6番	山本 惣市	委員
7番	河野 淳二	委員	8番	池田 雅彦	委員	9番	酒井 勝洋	委員
10番	下山 武男	委員	11番	河野 一雄	委員	12番	佐藤 浩一	委員
13番	今戸 輝明	委員	14番	矢野 匡一	委員	15番	東 功	委員
16番	野畑 佑昌	委員	19番	辛島 秀吉	委員			

欠席 17番 嶋 秀人 委員

事務局

末宗局長、遠嶋農地係総括、農政係樋田主幹、農地係落合副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第60号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第61号 非農地証明願について
議案 第62号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第63号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告 第30号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第31号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第32号 農地法第3条許可処分の取消について

- 報告 第33号 農地法第5条許可処分の取消について
報告 第34号 農地所有適格法人適格要件の届出について
報告 第35号 宇佐市農地賃借料情報について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第10回1月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、熊瀬会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、5番 宮川 竹則 委員、11番 河野 一雄 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の落合副主幹を指名いたします

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第45号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、

長洲地区 所有権移転1件、2筆、1,284㎡、宇佐地区 所有権移転2件、5筆、916㎡、駅川地区 所有権移転1件、2筆、1,037㎡、四日市地区 所有権移転1件、2筆、4,091㎡、安心院地区 所有権移転4件、16筆、24,119㎡、院内地区 所有権移転2件、2筆、461㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
3ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は35,560㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

また、譲受人には3,487㎡の貸付地がありますが、土地利用型農業を展開している借り手が一体として管理しているため、貸付を解約すると耕作効率が低下するため貸付継続理由書が添付されております。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、11,090.4㎡です。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は9,529.46㎡です。

5ページをお開きください。駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、46,259㎡です。

6ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は9,677㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

7ページをご覧ください。安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、14,417.62㎡です。

なお、報告第32号農地法第3条許可申請処分の取消についてで後述しますが、申請地は、令和元年8月5日付で農地法第3条許可を受けていましたが、所有権移転登記前に譲渡人が死亡したため、許可の取り消しを行い、あらためての申請となっています。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

8ページをお開きください。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

番号2は、譲受人の要望により、番号3は、譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は5,311㎡です。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

空き家に付随した農地に限定した別段面積取扱基準に基づき、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が購入する空き家の隣接農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

9ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は46,545.91㎡です。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が医療の用に供する目的で、農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は620㎡です。譲受人は、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する医療を行うことを目的として設立された医療法人で、今回取得しようとする農地は当該目的に係る業務の運営に必要な施設

の用に供すると認められることから、許可を得ることができることとなっています。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 　はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年3月2日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1、宇佐地区番号1と2について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区をお願いします。

西地区審会長 　はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年2月3日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年2月1日午前10時より、安心院支所視聴覚室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」安心院地区番号1から4、院内地区番号1と2について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第57号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第58号4条許可申請は2件で、地区毎の内訳は、
長洲地区 1件、2筆、264㎡、四日市地区 1件、1筆、264㎡となっています。

10ページをお開きください。

議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
11ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

車庫としての転用です。

平成15年頃に車庫を建築して、使用していた案件です。今回、事後になりますが追認の申請を行うものです。申請者からは、このことについて深く反省している旨の始末書が提出されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

12ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

一般住宅としての転用です。

自己住宅木造二階建1棟、建築面積82㎡を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

なお、農地以外の土地、98㎡も利用します。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に

供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお、長洲地区番号1は、始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりで申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明及び地区審議会からの説明について、
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第59号 5条許可申請は6件で、使用貸借による権利設定2件、所有権移転4件となっています。地区ごとの内訳は、宇佐地区、使用貸借1件、1筆、472㎡、駅川地区、使用貸借1件、1筆、301㎡、所有権移転1件、1筆、151㎡、四日市地区、所有権移転3件、6筆、1,116㎡となっています。

13ページをお開きください。

議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
14ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

20年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造二階建1棟、建築面積88.46㎡を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

15ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

議案第60号農地転用事業計画変更申請にて後述しますが、当初事業主は妻でしたが、今回、事業主の夫への変更と建物の設計を変更し、自己住宅木造二階建1棟、建築面積71.15㎡を建築する計画となっています。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

なお、農地以外の土地、140㎡も利用します。

16ページをお開きください。四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、隣接するユニットハウス展示場用

の駐車場5台分を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造平屋建1棟、建築面積100.72㎡を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

報告第33号農地法第5条許可申請処分の取消についてで後述しますが、令和2年12月10日付で農地法第5条許可を受けていたが使用貸借から所有権移転に変更するため取消してあらためて申請しています。一般住宅としての転用で、自己住宅木造平屋建1棟、建築面積119.24㎡を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」宇佐地区番号1について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそ

れはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1と2、四日市地区番号1から3について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第60号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第60号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区 1件、1筆、151㎡です。

17ページをお開きください。

議案第60号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

18ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

議案第59号農地法第5条申請の駅川地区番号1の説明にて触れさせていただいた事業計画変更申請になります。当初計画者は妻でしたが、事業主を夫へ変更し、さらに建物の設計も変更して計画変更申請するものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、地区審議会の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区をお願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第60号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、駅川地区番号1は、事業主を妻から夫に変更し、建物の設計も変更したいということです、変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。
次に議案第61号「非農地証明願について」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第61号非農地証明願は、6件で、地区ごとの内訳は、長洲地区3件、5筆、684㎡、安心院地区2件、2筆、395㎡、院内地区1件、6筆、4,318㎡となっています。
19ページをお開きください。
議案第61号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
20ページをお開きください。長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
昭和35年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】
昭和35年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】
平成11年11月29日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。
21ページをお開きください。安心院地区です。
安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
昭和元年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】
昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
22ページをご覧ください。院内地区です。
院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
昭和48年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第61号「非農地証明願について」

長洲地区番号1から3について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第61号「非農地証明願について」

安心院地区番号1と2、院内地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり証明書を発行す

ることに決定いたしました。

次に、議案第62号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

23ページをお開きください。

議案第62号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
24ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、25ページ以降のようになっております。

続きまして、36ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、37ページ以降のようになっております。

続きまして、52ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長

はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第62号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第62号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第63号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 57ページをお開きください。

議案第63号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
58ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、59ページ以降のようになっております。

農用地利用集積計画（案）で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画（案）にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、宇佐地区

の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、四日市地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第63号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり承認しました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第30号と第35号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

74ページをお開き下さい。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は75ページからの18件がございました。

地区別の内訳は、地区別の内訳は、宇佐地区 相続設定5件、35筆、24,856㎡、駅川地区 相続設定4件、12筆、22,444㎡、四日市地区 相続設定6件、43筆、28,029㎡、安心院地区 相続設定2件、12筆、5,647㎡、時効取得設定1件、1筆、28㎡となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

87ページをお開き下さい。

報告第31号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は88ページからの30件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区10件、65筆、73,247㎡、宇佐地区5件、23筆、38,158㎡、四日市地区10件、25筆、50,200㎡、安心院地区2件、6筆、8,980㎡、院内地区3件、9筆、10,312㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。以上で報告の説明を終わります。

103ページをお開きください。

報告第32号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は104ページからの2件がございました。四日市地区1件、15筆、6,494㎡、安心院地区1件、3筆、3,499㎡です。四日市地区は、平成25年9月30日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっていましたが、譲受人の法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなったため許可処分を取り消したものです。安心院地区は、令和元年8月5日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっていましたが、所有権移転登記前に譲渡人が死亡したため許可処分を取り消したものです。

107ページをお開きください。

報告第33号「農地法第5条許可処分の取消について」

農地法第5条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

内訳は108ページの四日市地区1件、4筆、443㎡がございました。

令和2年12月10日付で、一般住宅として使用貸借権設定による5条許可済となっていました。贈与による所有権移転へ変更するため、令和3年1月6日に転用計画廃止により取消を行ったものです。

109ページをお開きください。

報告第34号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

内訳は110ページの安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

111ページをお開きください。

報告第35号「宇佐市農地賃借料情報について」

農地法第52条の規定により、別紙のとおり農地の賃借料の情報を提供するにあたり、ここに報告する。

令和3年2月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

内容は、令和2年1月から令和2年12月までに公告された賃貸借のデータを集計したもので112ページと113ページのとおりです。物納の場合は、令和2年産のヒノヒカリ一等の農協買取り価格に換算しています。

内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で報告の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第30号から35号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いします。

下山委員 報告第31号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知の四日市10は6筆解約されていますが、議案第62号の農用地利用集積計画の四日市5で当該農地の新たな耕作者との契約は7筆となっています。これは1筆解約漏れではないですか。

事務局 契約を入れる際は他の契約がないか1筆ごとに確認し、入っていれば18条6項通知にて解約しています。この1筆については元々契約が入っていないものです。

議 長 よろしいですか。

下 山 委 員 はい。その1筆だけが耕作者の地区と異なるところにありますので、契約した後もしっかりと耕作されるのかどうか気になりましたのでこのような質問をしました。以上です。

議 長 その他に質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

事 務 局 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

来月2月の令和2年度第11回定例総会は、3月5日金曜日、午前10時から本庁23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願い致します。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、
宇佐市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

午前11時18分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年2月5日

議 長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)